

被害者保護増進等事業に関する検討会の 設置について

令和5年3月1日
自動車局

被害者保護増進等事業に関する検討会

背景

- ✓ 令和4年6月に成立した改正自賠法により、令和5年4月から、自賠責保険料の一部である「賦課金」の拡充分と有限の積立金を原資として事故被害者の支援・事故防止対策を行う事業が「**被害者保護増進等事業**」として恒久化され、同事業の実施に関する事項は、関係者の意見を伺い「**被害者保護増進等計画**」として定めることが法定化
- ✓ 令和4年自賠法改正の衆・参附帯決議でも、新たな賦課金を求める以上、各施策の費用対効果等の検証については、関係団体などの意見を踏まえ、**第三者による客観的な視点**で、**毎年実施すべき**との指摘。
- ✓ そこで「被害者保護増進等事業に関する検討会」を設置し、「**被害者保護増進等計画**」を作成する際に**関係者のご意見を伺う**とともに、被害者保護増進等**事業の効果**を客観的に検証し、被害者支援等の事業が**目的を達成しているか議論**。

毎年の効果検証の体制について

被害者保護増進等事業に関する検討会 ※ 計画作成・変更時は検討会を複数回開催して意見聴取

会長 自賠責審議会会長の兼務 **副会長** WG座長

委員

・学識経験者 ・公益代表委員 ・被害者・遺族代表委員 ・ユーザー代表委員

WG意見を反映

被害者保護増進等事業の効果検証に関するワーキンググループWG(仮称)

座長 学識経験者

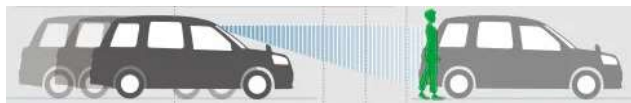
・被害者・遺族代表委員 ・ユーザー代表委員

被害者保護増進等計画について

- 令和4年の自賠法改正により、国土交通大臣は、被害者保護増進等事業(被害者支援事業及び事故防止対策事業)の安定的かつ効果的な実施を図るため、「被害者保護増進等計画」を作成し、公表することとされている(改正後の自賠法第77条の3第1項及び第4項)。
- また、国土交通大臣は、「被害者保護増進等計画」を作成、変更するときは、あらかじめ、「**被害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる**」べきこととされている(改正後の自賠法第77条の3第3項)。
- 「今後の自動車事故対策勘定のあり方に関する検討会」の「最終とりまとめ」(令和5年2月)においても、継続して検討すべき課題として、被害者保護増進等計画に関し、被害者その他関係者の意見を聴取した上で作成すべきこと、また、政府や(独)自動車事故対策機構(ナスバ)、その他の主体が、計画の期間中に講じるべき具体的な措置を記載すべき、と提言されている。

被害者保護増進等計画で定めるべき事項(改正後の自賠法第77条の3第2項)

- 事故被害者の生活の実態、自動車事故の発生の状況、その他の事業の実施に際し考慮すべき事項
- 被害者支援事業、事故防止対策事業の目標に関する事項
- 目標の達成のため実施すべき被害者保護増進等事業の概要



(例) 先進安全自動車の普及促進



(例) 治療・リハビリ機会の提供

被害者保護増進等事業の効果検証について

- 令和4年の自賠法改正時の国会審議において、被害者支援対策・事故防止対策として実施すべき施策については、用途を明らかにした上で、第三者による客観的な視点で事前・事後の検証を毎年実施すること、という附帯決議が附されている。
- また、「今後の自動車事故対策勘定のあり方に関する検討会」の「最終とりまとめ」(令和5年2月)においても、継続して検討すべき課題として「自動車ユーザーから賦課金を徴収する以上、その事業の効果検証を毎年実施すべき」「検討に際しては、被害者団体その他の関係者からの意見を踏まえることができるよう、構成メンバーとして被害者団体、ユーザー団体、学識経験者により構成される「被害者保護増進等事業に関する検討会」を国土交通省に設置することが適当」と提言されている。

効果検証の実施方法について

- 「今後の自動車事故対策勘定のあり方に関する検討会」において、被害者保護増進等事業に要する費用の概算について検討を行うため、既存事業及び令和5年度以降に取り組む新規・拡充事業について、労災保険に係る事業や民間保険会社・共済組合における運用益事業の効果検証手法を参考としたPDCAサイクルによる効果検証を実施。
- 今般の検討会においても、同様の手法を用いて検証を行うことを想定。
- 毎年、夏～秋にかけて、まずはWG(ワーキンググループ)において議論を行い、WGにおける議論を踏まえ、本検討会において効果検証を行う予定 (P)

今後の進め方について(予定)

3月1日	第1回 被害者保護増進等事業に関する検討会 ～検討会の設置について、「被害者保護増進等計画」の「素案」の提示・議論～
3月中	「被害者保護増進等計画」のパブリックコメントの実施
4月1日	改正自賠法 施行
4月上旬	第2回 被害者保護増進等事業に関する検討会 ～「被害者保護増進等計画案」の意見聴取、とりまとめ(パブコメ結果等の報告)～
4月中旬	「被害者保護増進等計画」の作成・公表
毎年夏～秋	「被害者保護増進等事業」の効果検証 (毎年最低1回行う)